11月30日は「年金の日」

「ねんきんネット」で未来の生活設計について考えてみませんか?



-11月はねんきん月間です-あなたの年金 簡単便利な 「ねんきんネット」で!!

加入記録や年金見込額試算が、24時間、 パソコンやスマートフォンから確認できます



ねんきんネット

検索



町では11月のねんきん月間に、長野南年金事務所 出張相談を開設します。この機会に年金記録や保 険料について相談してみませんか。



次のような保険料の疑問はありませんか。 で予約のうえお越しください。

- ●免除・納付猶予の申請は?
- ●学生の免除は?
- ●保険料(後払い)の追納は?
- ●結婚前の年金が合算されているか?
- ●昔の勤務先で支払った厚生年金の記録は?
- ●任意加入や受給予定の年金額を増やすには?

11月の長野南年金事務所 出張相談日

日時 11月19日(水)

午前10時~正午(予約制)

場所 坂城町役場 第3会議室(3階)

※相談を希望される方は、11月11日(火)までに 住民環境課住民係へご連絡ください。

◎予約・問い合わせ先 住民環境課 住民係 ☎82-3111(内線122・123) 直通75-6204

令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について

日本年金機構では、老齢・退職年金受給該当者の方へ申請書を送付しています。

- →前年の申告から変更がない場合は、「変更なし」に○をし、署名等をしてから同封 した返信用封筒で提出してください。
- →扶養親族等申告書を提出しない場合でも、税率5.105%が適用されます。よって、以 下の全てに該当される方、または確定申告により控除を受ける方は提出する必要は ありません。
 - ・ご本人が障がい者またはひとり親(寡婦)に該当しない。
 - ・所得税の控除対象となる配偶者または扶養親族(※1)がいない。
 - ・退職手当を受ける見込みの配偶者または扶養親族(※2)がいない。
 - ※1:年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は58万円以下の方に限ります。
 - ※2:退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は58万円以下の方に限り ます。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます。 ~年末調整・確定申告まで大切に保管を!~



国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の 対象となります。

令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方 については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構 本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には送付された証明書(または 領収証書)を添付してください。

また、令和7年10月1日以降に、はじめて国民年金保険料を納付された方について は、令和8年2月上旬に送付される予定です。

国民年金の各種届出・申請には 基礎年金番号または個人番号(マイナンバー)、本人確認が必要です。

被保険者の方の基礎年金番号または個人番号(マイナンバー)がわかる書類と本人確認書類(運転免許証な ど)をお持ちのうえ、手続きをお願いします。

■届出・申請する場合に必要なもの

- ①被保険者の方の「年金手帳」、「基礎年金番号通知書」、「個人番号(マイナンバー)通知カード」、「個 人番号(マイナンバー)カード」のいずれか1点
- ②・被保険者の方の顔写真付き身分証明書など 1点 例:運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳など
 - ・顔写真付きの身分証明書がない場合 2点

例:健康保険証、福祉医療受給者証、学生証、年金手帳など

- ※個人番号(マイナンバー)カードは、1枚で番号確認と本人確認を行う ことができます。代理の場合は、委任状など(代理権の確認)にあわせ て、代理人の本人確認が必要です。
- ※「免除・納付猶予申請」の際に、配偶者の方が別世帯である場合は、 配偶者の個人番号(マイナンバー)の確認が必要となります。

